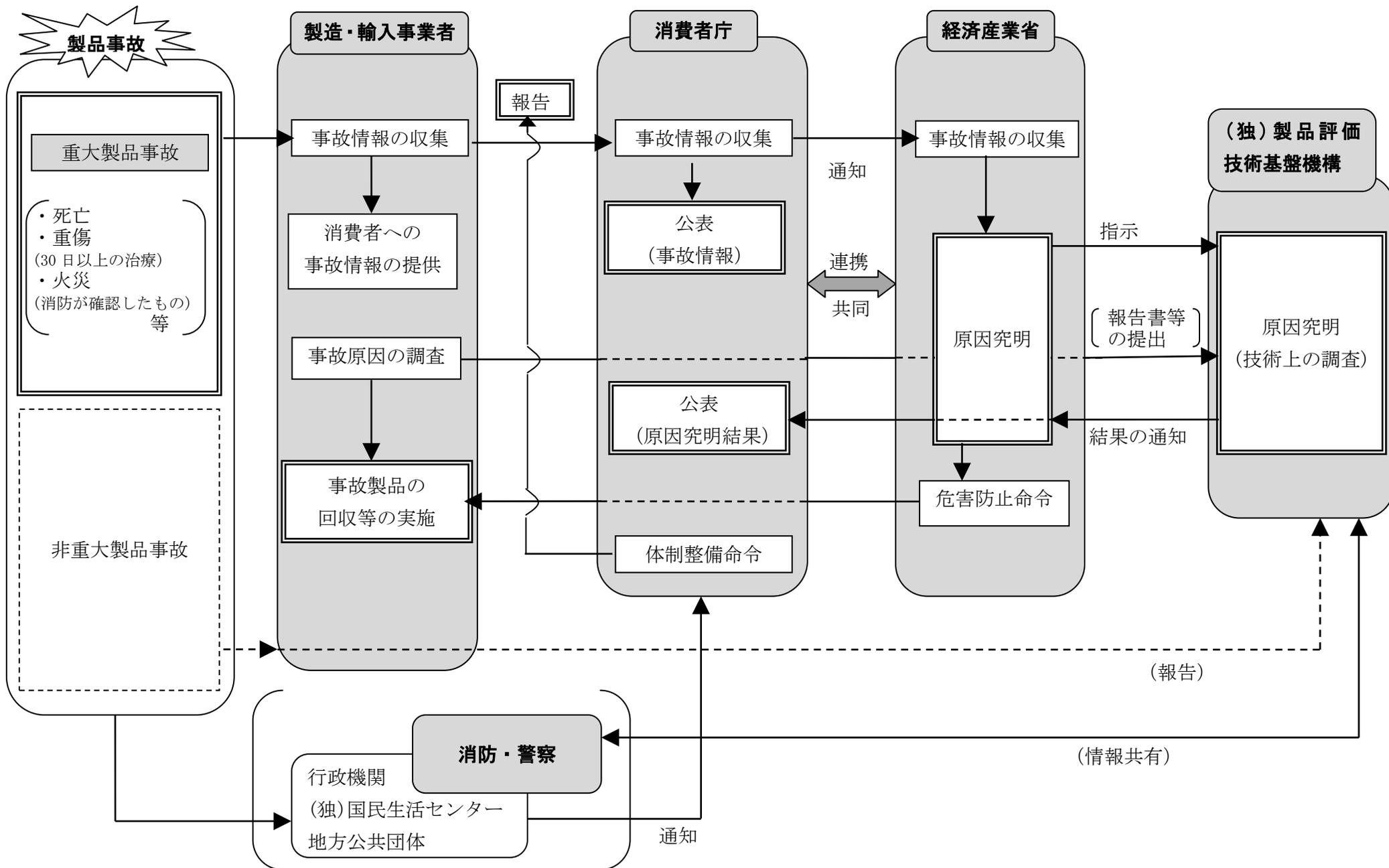


# 製品の安全対策に関する行政評価・監視

## [資料]

資料1	製品事故情報の報告・公表等に係るスキーム図	1
資料2	重大製品事故の受理件数（平成19年5月14日から22年3月31日まで）	2
資料3	事故発生日から重大製品事故報告日までの期間	3
資料4	事業者の事故把握から国に報告するまで長期（11日以上）を要しているもの	4
資料5	事業者が事故を把握するまで長期（11日以上）を要しているもの	5
資料6	重大製品事故のうち死亡・重傷又は火災に係る機構の原因究明実施期間	6
資料7	機構と消防機関との連携状況等	7
資料8	各消防機関における機構への情報提供の状況	8
資料9	製品の回収等の実施を自ら迅速に決定できなかった事例	9
資料10	回収等までの準備期間に重大製品事故が再発した事例	10
資料11	製品の回収等の実施の決定から開始までに31日以上要した事例	10
資料12	リコール情報の掲載状況（平成19年度から21年度までの間）	11

資料1 製品事故情報の報告・公表等に係るスキーム図



## 資料2 重大製品事故の受理件数（平成19年5月14日から22年3月31日まで）

（単位：件数、％）

	死亡		重傷		後遺障害	一酸化炭素中毒	火災	合計
		うち火災による死亡		うち火災による重傷				
ガス機器	33	27	36	18	0	31	508	608(16.1)
石油機器	40	36	14	8	0	10	481	545(14.4)
電気製品	40	33	105	5	2	4	1,768	1,919(50.8)
その他	65	0	546	4	10	0	81	702(18.6)
合計	178 (4.7)	96	701 (18.6)	35	12 (0.3)	45 (1.2)	2,838 (75.2)	3,774 (100)

- (注) 1 経済産業省産業構造審議会消費経済部会第15回製品安全小委員会（平成22年5月25日）の資料を基に当省が作成した。  
 2 火災による死亡又は重傷は、それぞれ「死亡」、「重傷」に含み、「火災」には含まない。  
 3 一酸化炭素中毒による死亡又は重傷は、それぞれ「死亡」、「重傷」に含み、「一酸化炭素中毒」には含まない。  
 4 「重傷」の件数からは、「後遺障害」の数字を差し引いている。  
 5 「死亡かつ重傷」の事故は、「死亡」のみに計上している。  
 6 ( )内は構成比である。

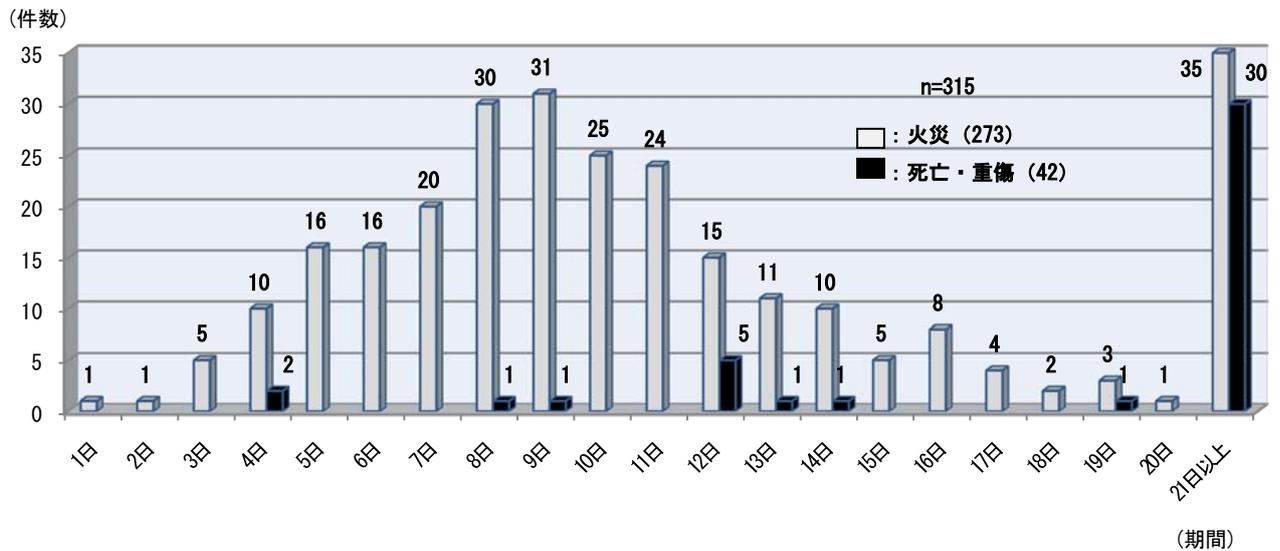
### (参考) 機構における事故情報収集件数

（単位：件）

年度	平成19	20	21	合計
事故情報収集件数	7,298	5,440	4,371	17,109
（うち重大製品事故）	(1,190)	(1,412)	(1,172)	(3,774)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成19年度における「重大製品事故件数」は、平成19年5月14日から20年3月31日までの件数である。

### 資料3 事故発生日から重大製品事故報告日までの期間



(注) 1 当省の調査結果による。

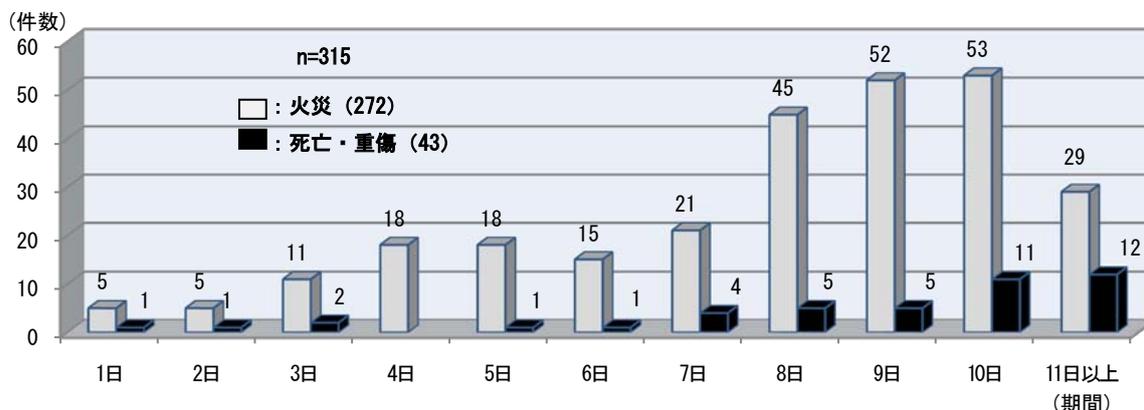
2 本表は、平成19年5月14日から21年6月30日までの間の重大製品事故から抽出した316件のうち、事故発生日が不明な1件を除く315件について作成した。

3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。

4 「事故発生日から重大製品事故報告日までの期間」の計算に当たっては、事故発生日及び重大製品事故報告日とともに算入しており、同日のときは「1日」としている。

資料4 事業者の事故把握から国に報告するまで長期（11日以上）を要しているもの

表1 事故把握日から重大製品事故報告日までの期間



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、平成19年5月14日から21年6月30日までの間の重大製品事故から抽出した316件のうち事故把握日が不明な1件を除く315件について作成した。  
 3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。  
 4 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。  
 5 「事故把握日から重大製品事故報告日までの期間」の計算に当たっては、事故把握日及び重大製品事故報告日とともに算入しており、同日のときは「1日」としている。  
 6 本表に計上しているもののほか、事業者の事故把握日を正確に確認できなかった（月は把握しているが日が不明）重大製品事故（火災）が1件みられ、当該事業者は、重大製品事故の報告までに30日以上要していたとしている。

表2 事故把握日から重大製品事故認識日までの期間 (単位：件、%)

期間	10日以下	11日以上30日以内	31日以上	計
件数	10 (31.3)	12 (37.5)	10 (31.3)	32 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。  
 3 「重大製品事故認識日」は、事業者が法令で定める重大製品事故の要件に該当すると認識した日を指す。  
 4 「事故把握日から重大製品事故認識日までの期間」の計算に当たっては、事故把握日及び重大製品事故認識日とともに算入しており、同日のときは「1日」としている。  
 5 本表は、上記表1に掲載する事故把握日から重大製品事故報告日までに11日以上要していたものの41件から、事業者が重大製品事故であると認識した日から起算すると10日以内に報告されているもの32件を抽出して、作成した。  
 6 ( )内は構成比である。

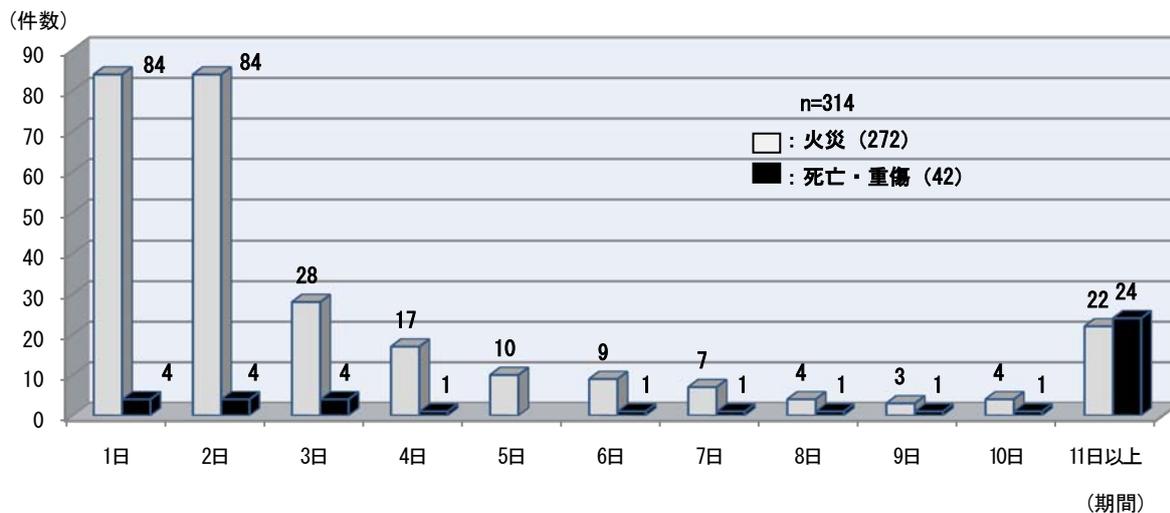
表3 重大製品事故と認識するまでに期間を要した主な理由 (複数回答) (単位：件)

期間を要した主な理由	件数
消防機関において火災と確認されていることなどを把握するのに時間を要したため	21
被害の程度に係る確認に時間を要したため	10
消防機関が関与していないことから、重大製品事故と認識していなかったものの、経済産業省へ相談した結果、重大製品事故として報告するよう要請されたため	2
製品事故に該当しないと判断していたため	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、上記表2に掲載する重大製品事故32件に係る22事業者について作成した。

資料5 事業者が事故を把握するまで長期（11日以上）を要しているもの

表1 事故発生日から事故把握日までの期間



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、平成19年5月14日から21年6月30日までの間の重大製品事故から抽出した316件のうち事故発生日が不明な1件及び事故把握日が不明な1件を除く314件について作成した。  
 3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。  
 4 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。  
 5 「事故発生日から事故把握日までの期間」の計算に当たっては、事故発生日及び事故把握日とともに算入しており、同日のときは「1日」としている。

表2 消防機関が事故を把握してから事業者が事故を把握するまでの期間

(単位：件、%)

期間	11日以上 30日以内	31日以上	計
件数	10 (47.6)	11 (52.4)	21 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、上記表1のうち、事故発生日から事故把握日まで11日以上を要している重大製品事故（火災）のうち、事業者よりも消防機関が先に事故の発生を把握していた21件について作成した。

資料6 重大製品事故のうち死亡・重傷又は火災に係る機構の原因究明実施期間

(単位：件、%)

期間 区分	～30日	31日～ 60日	61日～ 90日	91日～ 120日	121日～ 150日	151日～ 180日	181日 ～	合計
死亡・ 重傷	1 (3.3)	1 (3.3)	4 (13.3)	0	1 (3.3)	17 (56.7)	6 (20.0)	30 (100)
	90日以下のもの 6件(20.0)			91日以上のもの 24件(80.0)				
火災	1 (2.0)	5 (10.0)	2 (4.0)	4 (8.0)	6 (12.0)	7 (14.0)	25 (50.0)	50 (100)
	90日以下のもの 8件(16.0)			91日以上のもの 42件(84.0)				
合計	2 (2.5)	6 (7.5)	6 (7.5)	4 (5.0)	7 (8.8)	24 (30.0)	31 (38.8)	80 (100)
	90日以下のもの 14件(17.5)			91日以上のもの 66件(82.5)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成19年5月14日から21年6月30日までの間に事業者から経済産業省に報告された重大製品事故のうち、リコールが実施されている製品に係るものであって、同省から製品の安全性に関する技術上の調査の指示を受けて機構が原因究明を実施し、その結果を同省に通知したものの80件について作成した。

3 80件の期間の平均値は180(180.2)日、中間値は173日である。

4 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。

5 ( )内は、構成比である。

## 資料7 機構と消防機関との連携状況等

事例 番号	事業者・ 消防機関	消防機関及び機構それぞれの原因究明状況、両機関の連携状況等とその影響
1	A B	両者の中で情報の共有等が行われなかったことなどから機構における原因究明が遅れたと考えられる。
2	C D	
3	E F	<p>消防機関から機構や事業者に火災の発生場所、発生現場の状況等の情報が提供されず、事業者が機構からの報告書作成の要請等への対応に苦慮し、結果として、機構における原因究明が遅れたと考えられる。</p> <p>(消防機関) 火災発生場所、火災発生現場の状況、事故品やその状況と所在、火災原因調査後の原因に係る見解については、事業者及び機構に対して提供していない。</p> <p>(機構) 事業者への事実確認を227日間実施。消防機関が火災原因の調査終了まで事業者に対して情報提供を行わなかったため、時間を要した。 また、消防機関に対し、火災発生場所及びその状況等を確認したところ、個人情報保護の観点から公開不可との回答があった。</p>

(注) 1 当省の調査結果による

2 本表は、機構が原因究明に91日以上要した重大製品事故のうち、その理由を「機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるため」とする重大製品事故3件について作成した。

資料8 各消防機関における機構への情報提供の状況

提供時期・提供情報の内容等 消防機関	原因究明開始時又は原因究明中					原因究明終了後		
	火災の発生場所、発生現場の状況等の情報の提供			試験結果やその分析結果の提供		事故品の提供	原因に関する見解の提供	
	消防機関単独で原因究明を行う場合	機構との合同調査の場合	機構に原因究明を依頼する場合	機構との合同調査以外の場合	機構との合同調査の場合	被害者の同意があった場合	文書による場合	口頭による場合
1	—	—	—	○	—	○	△	△
2	▲	△	—	●	△	●	●	●
3	▲	△	—	△	△	●	△	△
4	—	—	—	○	—	—	△	△
5	△	○	○	●	○	○	△	△
6	△	○	○	○	○	○	△	○
7	△	△	—	△	○	●	●	○
8	—	○	○	○	○	○	—	—
9	△	△	○	○	○	○	△	△
10	○	○	—	○	○	○	△	△
11	△	△	—	△	△	○	△	△
12	○	○	○	○	○	○	△	○
13	△	△	—	○	○	●	△	○
14	△	—	—	△	—	●	●	●
15	○	○	○	○	○	○	△	△

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の記号は、以下のとおりである。

「○」：提供可能であると回答していることを示す。

「●」：提供不可能であると回答していることを示す。

「△」：情報等を限定し提供することは可能であると回答していることを示す。

「—」：常に警察本部と合同で原因究明を行っており、情報の提供についても警察本部と検討して判断していることなどから、消防機関単独では回答できないもの、火災原因調査に対する体制が整っており、機構への原因究明の依頼等を行った実績が無いもの等

「▲」：個人情報以外であっても、推定にとどまる内容をどこまで提供できるかについては、個々の火災ごとに判断することになると回答していることを示す。

**資料9 製品の回収等の実施を自ら迅速に決定できなかった事例**

**① 原因究明の終了(注)から製品の回収等の実施を決定するまでに 31 日以上を要した事例**

事業者	製品の回収等の契機となった製品事故	左の他、回収等の決定前の重大製品事故の再発	原因究明終了から回収等の決定まで
A	重大製品事故（火災）	無	108 日
B	重大製品事故（火災）	有	33 日
C	重大製品事故（火災）	無	59 日
D	重大製品事故（火災）	無	39 日
E	重大製品事故（火災）	有	2 か月強
F	重大製品事故（火災）	有	約 2 か月
G	非重大製品事故（製品破損）	無	99 日

**② 複数の重大製品事故が発生していたが、経済産業省の助言を受けるまで製品の回収等の実施を決定していなかった事例**

事業者	製品の回収等の契機となった製品事故	左の他、回収等の決定前の重大製品事故の再発	原因究明終了から回収等の決定まで
H	重大製品事故（火災）	有	16 日
I	重大製品事故（火災）等	有	— (特定の事故を契機としていない)
J	重大製品事故（火災）	有	— (回収等の開始後に原因究明を終了)
E	重大製品事故（火災）	有	2 か月強

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「左の他、回収等の決定前の重大製品事故の再発」欄は、事業者が回収等の実施を決定したとする日以前の重大製品事故の発生状況について、機構のホームページにより把握した結果を掲げた。

3 原因究明の終了日は事業者からの聴取結果によるが、この中には、原因の特定に至らなかったものも含まれている。

### 資料10 回収等までの準備期間に重大製品事故が再発した事例

事業者	準備期間	製品の回収等の開始までに時間を要した主な理由
A	123日	①慎重に対策部材の開発・生産を進めたこと、②改修のための部材・人員の確保、③コールセンター等の受付態勢の整備
B	96日	①無償改修の開始の日程調整、②新聞社告欄の空き状況の確認、③社告文書の作成等
B	57日	①無償交換の開始の日程調整、②新聞社告欄の空き状況の確認、③社告文書の作成等、④代替品の製造
C	79日	①コールセンター等の受付態勢の整備、②改修に必要な人員の確保
D	32日	不具合が疑われる基盤の特定（ロット番号の選定）
D	(24日)	①販売店への説明、②販売店から所有者へのダイレクトメールの発送準備等
E	14日	改修に必要な部品の調達

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「準備期間」については、原因究明終了日（原因の特定に至らなかったものも含む。）から回収等の開始日までの期間を表す。原因究明終了日が不明の場合には、回収等の実施を決定した日から回収等の開始日までの期間を括弧書きで掲載した。  
 3 本表は、回収等の開始前に暫定対応としての注意喚起等を行わなかった32事業者41製品のうち、準備期間に重大製品事故が再発した5事業者の7製品について作成した。

### 資料11 製品の回収等の実施の決定から開始までに31日以上要した事例

事業者	回収等の決定から開始まで	製品の回収等の開始までに31日以上を要した主な理由
F	65日	改修に必要な部品の調達
G	47日	改修に必要な部品の調達
H	45日	①コールセンター等の受付態勢の整備、②代替品の準備等、③共同で回収等を実施する事業者との調整等
I	2か月強	①コールセンター等の受付態勢の整備、②改修に必要な部品の調達
J	35日	①交換部品の調達、②修理業者の手配、③社告の準備、④コールセンター等の受付態勢の整備
K	1か月強	①流通段階の事業者への説明、②コールセンター等の受付態勢の整備、③改修に必要な部品の調達、人員の確保
L	57日	代替品の調達
M	66日	①コールセンター等の受付態勢の整備、②代替品の製造・安全性確認試験・発送準備、③その他、公表の準備等
N	69日	改修に必要な部品の調達
O	49日	新聞による告知のための日程調整
A	123日	①慎重に対策部材の開発・生産を進めたこと、②改修に必要な部品の調達、人員の確保、③コールセンター等の受付態勢の整備
B	約2か月	①無償交換の開始の日程調整、②新聞社告欄の空き状況の確認、③社告文書の作成等、④代替品の製造
C	約2か月	①コールセンター等の受付態勢の整備、②改修に必要な人員の確保
D	32日	不具合が疑われる基盤の特定（ロット番号の選定）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、回収等の開始前に暫定対応としての注意喚起等を行わなかった32事業者41製品のうち、製品の回収等の決定から開始までに31日以上を要している14事業者の14製品について作成した。

資料12 リコール情報の掲載状況（平成19年度から21年度までの間）

（単位：件、％）

ホームページの 名称	掲載件数（総数） （うち重大製品 事故を契機とし たリコール）	左の情報の各サイトへの掲載状況		
		リコール情報 （経済産業省）	社告・リコール情 報 （機構）	回収・無償修理等のお 知らせ （国民生活センター）
リコール情報 （経済産業省）	298(100)	/	268(89.9)	153(51.3)
	90(100)		80(88.9)	53(58.9)
社告・リコール 情報 （機構）	538(100)	312(58.0)	/	282(52.4)
	124(100)	105(84.7)		85(68.5)
回収・無償修理 等のお知らせ （国民生活セン ター）	321(100)	188(58.6)	/	/
	78(100)	66(84.6)		

（注）1 平成19年度から21年度までの3年間に掲載されている件数を経済産業省及び国民生活センターについては平成22年4月2日時点で、機構については同月16日時点で、それぞれ把握した（再社告を含む。）。

2 独立行政法人国民生活センターは、自らのホームページにおいて、医療機器、医薬品、化粧品、自動車用品、消火器具、食品等の消費生活用製品以外の製品の情報や、表示・意匠、書籍の記載内容、販売終了のお知らせ、ペットフードに関する情報等、消費者の生命・身体に直接影響を及ぼさないとみられる情報についても提供している。本表では、このうち消費生活用製品に係るものであって、i) 当該社告の内容に消費者の生命・身体に影響を及ぼすおそれはないと明記されているもの、ii) 品質表示の内容の訂正等、安全上支障がないとみられるもの、及びiii) 製品の一般的な使用方法を案内するものなど、特定の製品による事故の発生を予防するための情報ではないもの（例えば「湯沸器を使用する際には換気をしましょう。」等の情報）を除く321件を抽出して調査した。機構についてもiii)と同様の基準から538件を抽出して調査した。

3 経済産業省の「リコール情報」については、平成19年5月14日以降に開始したリコール情報を掲載している。「社告・リコール情報」に掲載されている538件のうち52件、「回収・無償修理等のお知らせ」に掲載されている321件のうち55件については、「リコール情報」の運用開始以前に開始されたリコールであったために、同サイトに掲載されていないものとみられる（例えば、①平成19年4月にリコールを開始、②平成19年度以前に開始されたリコールの再社告に係る情報）。

4 （ ）内は、構成比である。